

指名停止措置について

◎指名停止事業者 ①株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ
(法人番号 3010001035099)
代表取締役 大山 俊哉

◎指名停止期間 令和7年6月30日から令和7年11月13日

◎指名停止理由

令和7年6月23日、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が発注した入札を巡る談合事件について、同社が独占禁止法違反（不当な取引制限）による排除措置命令が下されたことは、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるため。